

# 国の行政機関等における受動喫煙 防止対策に関する行政評価・監視 - 国民来訪窓口を中心として -

## < 調査結果に基づく通知 >

「行政評価・監視」は、**東北管区行政評価局**が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この調査は、受動喫煙防止対策について**全国で初めての取組**です。

また、この調査は、受動喫煙防止対策の徹底を求める**地域住民の声(行政相談)に基づいて実施**したものです。

調査結果については、平成16年8月9日、国の行政機関等に対して通知したものです。

< 本件照会先 >

総務省東北管区行政評価局

第一部第1評価監視官 佐藤 司

(担当) 平柳和佳 庄司雅彦

(電話) 022(262)8458

# 概略

## 背景

国民保健の向上を図ることを目的として健康増進法(平成14年法律第103号)の制定

国の行政機関の職場については受動喫煙防止対策を速やかに推進 (人事院通知)

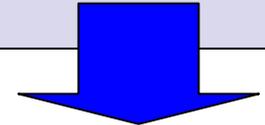
官公庁施設、病院等多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止のための必要な措置を講ずる努力義務を課す

受動喫煙防止対策の徹底を求める地域住民の声

受動喫煙防止対策を速やかに推進

**(ポイント)**  
国民が多く来訪する窓口において禁煙・分煙対策が的確に実施されているかどうか

**(調査対象機関)**  
国の行政機関等  
84機関



## 通知の要旨

今回の実態調査の結果、以下の今後の課題について通知

受動喫煙防止対策の更なる推進



通知先: 国の行政機関等  
通知日: 平成16年8月9日

# 通知事項

# 受動喫煙防止対策の更なる推進 国民来訪窓口の受動喫煙防止対策

## 制度・仕組み

### (健康増進法第25条)

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、**官公庁施設**、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、**受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。**

## 現状・実態

### 国民来訪窓口関係業務を有する80機関における窓口での受動喫煙防止対策の内容

- ア 全面禁煙とし、例外的に喫煙室を設置し、そこでのみ喫煙可としているもの  
…………… 3機関 ( 3.8% )
- イ 全面禁煙とし、例外的に喫煙コーナーを設置し、そこでのみ喫煙可としているもの  
…………… 18機関 ( 22.5% )
- ウ 単に全面禁煙とのみしているもの(窓口において喫煙者に対し特段の手当は講じられていない)  
…………… 59機関 ( 73.8% )
- エ 受動喫煙防止対策を何ら講じていないもの …… 0機関 ( 0% )

特定の場所での喫煙を可能としている21機関(上記 のア・イ)について、分煙対策の内容をみると、18機関は、非喫煙場所に煙の流入のおそれがある「喫煙コーナー」の設置に止まっている。その理由は、

- ア 喫煙室のスペース確保が困難 …………… 12機関
- イ 予算の確保が困難 …………… 6機関
- ウ 将来的に禁煙にする方針のため …………… 4機関
- エ 合同庁舎の入居官署の意思統一が進まない…………… 2機関
- オ 平成16年度中に、合同庁舎全体として喫煙室設置予定…………… 1機関  
( 複数回答 )

## 要旨

不十分な分煙措置にとどまっている機関については、その完全分煙化に向けて一層の対策を講ずること。

## 理由

単に禁煙と定めるのみで喫煙者に対し特段の措置を講じていない機関は、喫煙室の設置など完全な分煙化を図る方向で努力する余地が認められる。また、庁舎内の喫煙室スペースや設置費用等の課題については、推奨事例があることを参考として必要な取組を進めることが適当である。

# 職場において講ずべき受動喫煙防止対策

## 制度・仕組み

人事院通知  
「職場における喫煙  
対策に関する指針」  
(平成15年7月 人事院  
勤務条件局長通知)

「職員の健康の保持増進  
及び快適な職場環境づく  
りの推進の観点から公務  
職場でも**更に一層の喫煙  
対策**を講ずる必要あり」

## 現状・実態

国民来訪窓口を有しない14機関を含む84機関の全機関で、庁舎内において職員向けに受動喫煙防止対策を実施

### 1 受動喫煙防止対策の内容

- (1) 分煙措置を講じ、喫煙者を非喫煙者から分離する措置が完全に講じられているもの(屋外排気装置を有する喫煙室を設置)・・・ **14機関** (16.7%)
- (2) 分煙措置を講じ、喫煙者を非喫煙者から分離する措置が的確に講じられているもの…………… **15機関** (17.9%)
  - 屋外排気装置を有しない「喫煙室」を設置…………… **3機関**
  - 屋外排気装置を有する「喫煙コーナー」を廊下、ロビー等に設置しているもの…………… **9機関**
  - 屋外排気装置を有する「喫煙コーナー」を事務室、会議室等に設置しているもの…………… **3機関**
- (3) 庁舎全体を禁煙(全面禁煙)としている(喫煙者に対し特段の手当では講じられていない)もの…………… **8機関** (9.5%)
- (4) 分煙措置が必ずしも十分でなく、結果として喫煙者と非喫煙者を区分けする効果が挙がっていないもの…………… **47機関** (56.0%)
  - 屋外排気装置を有しない「喫煙コーナー」を廊下、ロビー等に設置するにとどまっているもの…………… **29機関**
  - 屋外排気装置を有しない「喫煙コーナー」を事務室、会議室等に設置するにとどまっているもの…………… **18機関**

### 2 受動喫煙防止対策の内部規程の策定状況

調査84機関中、策定済…………… **5機関のみ**  
(組織としての取組方針の明確化が進んでいない。)

## 要旨

職場における喫煙対策について、更に一層の受動喫煙防止対策を講ずること。

## 理由

分煙措置が必ずしも十分でなく、喫煙場所と非喫煙場所とを区分する効果が挙がっていないものがある。

# 推奨事例の紹介 (喫煙室が設置されているもの)

## 1 仙台入国管理局本局

来訪者窓口が設けられている別館は、平成16年3月に完成。

健康増進法が施行されていたため、設計時から喫煙室を設置。

外国人にも一目で  
分かり易い表示



屋外排気装置を  
設置

漏れた煙も排気  
装置が吸収し、  
屋外へ

空気清浄装置



## 推奨事例の紹介 (喫煙室が設置されているもの)

### 2 大河原公共職業安定所

平成10年頃、受動喫煙防止等の観点等から喫煙室を設置。設置場所のスペースがなく、玄関の脇に簡易構造の喫煙室を併設。

屋外排気装置はないが、庁舎内への煙の流入は全くない。

屋外排気装置はないが、天窓は開放可能

庁舎入口脇に喫煙室を設置



空気清浄装置



## 推奨事例の紹介 (喫煙室が設置されているもの)

### 3 仙台中税務署

新庁舎完成時(平成10年9月)の時点では、喫煙コーナー。

分煙化の流れを受け、10年12月に仕切りガラスの喫煙室に改造。

健康増進法が施行され、15年11月に屋外排気装置を新たに新設。

煙は外へ



独立した  
喫煙室を  
設置

